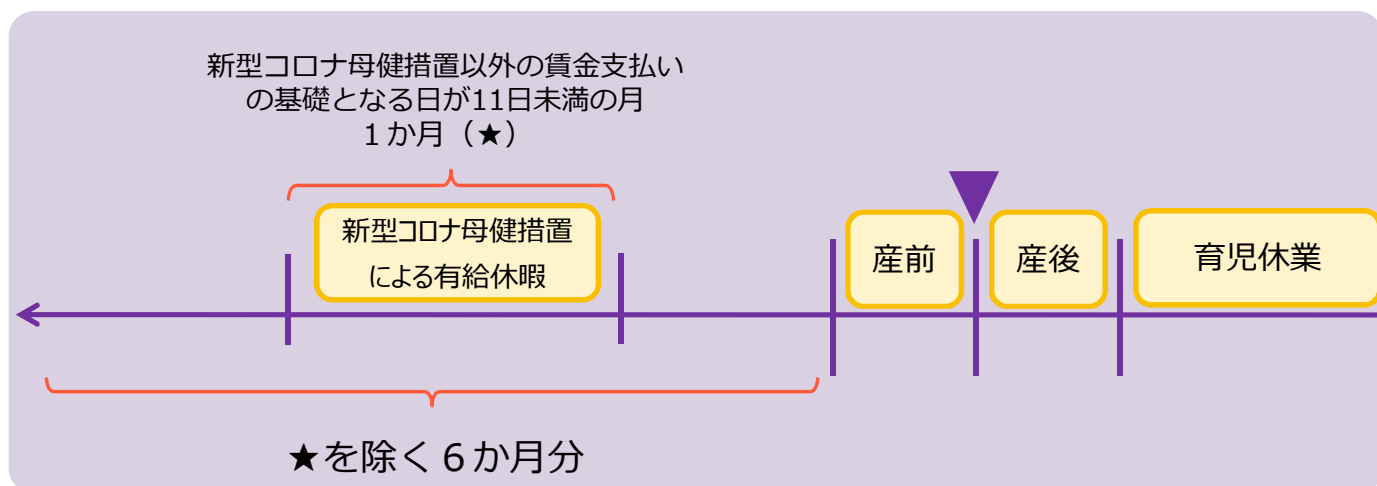


# 休業開始時賃金月額証明書（育児）の 作成に当たっての留意事項

～新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休業の特例～

医師等の指導に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「新型コロナ母健措置」）として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に対して有給の休暇（年次有給休暇を除き、年次有給休暇について支払われる賃金相当額を下回るものに限る。）を取得している場合、育児休業給付金の休業前賃金日額の算定の特例措置として、当該有給の休暇は賃金支払の算定基礎に含めないこととしました。

（令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間の新型コロナ母健措置に限ります）



## 休業開始時賃金月額証明書の記載方法

具体的には、

- ☞ 育児休業給付金を申請しようとする労働者が新型コロナ母健措置として有給の休暇を取得しており
- ☞ 年次有給休暇について支払われる賃金相当額未満の賃金が支払われている場合

**休業開始時賃金月額証明書の「⑫備考欄」に  
当該有給の休暇を取得した期間並びに当該期間に係る賃  
金支払い基礎日数及び賃金を記載してください。**



労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	代表 0952-24-4361 適用課 0952-41-9307
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168